

年 月 日

（宛先）松本市教育委員会

住 所
氏 名

※ 工事のお施主さん（開発者）
の住所氏名を記入ください。
また、押印は任意です

連絡先（電話）

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出書

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第93条第1項の規定、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状等
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面（A3判又はA4判）

別記

別記

法第93条第1項

県文書番号	年 月 日
-------	-------

1 所在地	※筆数の多い時は別紙でも可。		
2 面積	m ²		
3 土地所有者	住所： ※生活実態のある住所。登記簿上の住所でも可。 (近々に所有者が変わる場合は、登記予定と明記し新所有者の住所氏名でも可。) 氏名等：		
4 遺跡の名称	※4の欄は現況のみ 記入でも可です。	(遺跡番号)	員数
遺跡の種類	散布地 集落跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の現状	宅地 水田 例 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 近・現代		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校建設 例 集合住宅 個人住宅 工場 例 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他の建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業(農道等を含む) その他農業関係事業 土砂採取 その他開発 ()		
工事の概要	例) 鉄筋コンクリート3階建地下1階、表層改良0cm など		
6 工事主体者	住所： ※届出者と同じ(お施主様または事業主様)。代理者とその連絡先も記入。 氏名等：		
7 施工責任者	住所： ※元請・下請けの連絡先を記入。未定はその旨記入。 氏名等：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

指示事項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他 ()
------	------	------	------	---------

[注意事項] ①太線内は届出者が記入。②指示事項欄は県教育委員会で記入。③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入。

「土木工事による発掘の届出書」(文化財保護法93条)

記入方法

項目	書き方・備考
押印	任意です。(押印がなくても受け付けます)
届出の日付	着工予定日の60日前を過ぎている場合は、記入しない。 ※着工1ヶ月前を過ぎている場合は相談ください。
所在地	筆数の多いとき別紙でも可。
遺跡の名称他	現状のみ記入でも構いません(ほかは教育委員会で記入)。
工事の概要	記入例: 「鉄筋コンクリート3階建地下1階」「基礎深さ50cm」 「浸透柵2基」「50cmの盛土」 「一部切土有り」「地盤改良50cm」など
工事主体者	届出者と同じ、施主。代理者・連絡先も。
施工責任者	元請・下請の連絡先記入。未定はその旨記入。
添付書類	<u>1部</u> 。A3判以内で。(下線の図面は必須です) ※ <u>掘削・盛土</u> に関する図面はできるだけ用意してください。 <u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>公図(写)</u> 、 <u>現況図</u> 、 <u>造成平面図</u> 、 <u>縦横断図</u> 、 <u>基礎伏図</u> 、 <u>基礎や</u> <u>構造物の断面のわかる図面</u>

※「土木工事による発掘の届出書」は、松本市ホームページからもダウンロードできます。(トップページ→松本の魅力→文化財にあります。)

http://www.city.matsumoto.nagano.jp/miryoku/bunkazai/todokede/maibun_93_todokedesho.html

※「土地所有者の承諾書」について

- ・ 試掘調査が必要な場合に、松本市教育委員会宛に提出いただくものです。
- ・ これは出土遺物の発見届のときに必要な文書であり、この承諾書の有無に関わらず、発掘調査の実際については関係者と協議のうえ決定するものです。
- ・ 調査期日は確定後に記入します。空欄にしてください。

問合及び持参先:松本市教育委員会 文化財課 埋蔵文化財担当
〒390-0823 長野県松本市中山 3738-1 考古博物館内(郵送可です)
電話(直通) 0263(85)7064 / FAX 0263(86)9189
持参される場合は、松本市教育委員会 文化財課 でも構いません。
〒390-0874 長野県松本市大手 3-8-13 6F
電話(直通) 0263(34)3292 / FAX 0263(34)3299